

令和5年度荒尾市地域産業交流支援館
(小岱工芸館・メディア交流館・みどり蒼生館)
指定管理者募集要項

この募集要項は地域産業交流支援館（小岱工芸館、メディア交流館、みどり蒼生館）の指定管理者を募集するに当たって、必要な事項を定めたものである。

1 対象施設の概要

(1) 施設概要

項目	小岱工芸館	メディア交流館	みどり蒼生館
所在地	荒尾市野原1523番地	荒尾市大正町二丁目3番2号	荒尾市平山2119番地3
設置目的	本市の基幹産業として社会経済を支えてきた三池炭鉱閉山後の、地域産業の活性化と活力ある地域社会づくりを目指し、設置された施設です。		
施設の沿革	平成11年4月 開館	平成11年4月 開館	平成12年6月 開館
施設内容・規模等	別紙「小岱工芸館指定管理者仕様書」のとおり	別紙「メディア交流館指定管理者仕様書」のとおり	別紙「みどり蒼生館指定管理者仕様書」のとおり
現在の管理運営体制	小岱工芸館管理運営共同企業体 (代表企業 株式会社 あんしんCo., Ltd.)	九州綜合サービス株式会社	九州綜合サービス株式会社

(2) 利用実績

① 小岱工芸館

年度	多目的ルーム		研修室A		研修室B		工芸室		合計	
	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)
R1	533	9,618	229	2,248	95	1,427	172	1,367	1,029	14,660
R2	444	4,646	164	931	65	439	182	1,191	855	7,207
R3	410	5,293	123	1,063	81	801	146	840	760	7,997
R4	577	6,845	252	2,661	159	1,867	343	1,311	1,331	12,684

② メディア交流館

年度	多目的ルーム		研修室A		研修室B		パソコン室		合計	
	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)
R1	937	12,213	325	6,345	290	1,751	219	1,102	1,771	21,411
R2	715	8,279	294	2,351	144	797	193	1,198	1,346	12,625
R3	640	7,071	368	3,199	117	683	148	996	1,273	11,949
R4	805	10,046	569	5,192	176	1,114	175	1,108	1,725	17,460

③ みどり蒼生館

年度	多目的ルーム		研修室A		研修室B		調理実習室		合計	
	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)
R1	725	8,573	346	3,620	248	2,388	103	1,578	1,422	16,159
R2	604	4,489	346	2,395	164	1,419	110	1,069	1,224	9,372
R3	607	4,866	268	1,974	120	892	93	1,364	1,088	9,096
R4	724	5,532	355	2,409	109	922	113	1,363	1,301	10,226

(3) 施設稼働率

① 小袋工芸館

年度	多目的ルーム	研修室A	研修室B	工芸室
R1	38.8%	16.2%	12.9%	26.3%
R2	26.7%	9.8%	8.0%	23.0%
R3	28.4%	9.8%	10.8%	23.8%
R4	27.0%	16.0%	13.0%	25.0%

② メディア交流館

年度	多目的ルーム	研修室A	研修室B	パソコン室
R1	49.1%	26.4%	23.8%	16.0%
R2	36.5%	22.4%	12.2%	12.5%
R3	31.0%	32.0%	11.0%	10.0%
R4	39.0%	39.0%	18.0%	18.0%

③ みどり蒼生館

年度	多目的ルーム	研修室A	研修室B	調理室
R1	44.7%	40.8%	24.3%	18.3%
R2	35.0%	26.8%	14.4%	18.3%
R3	37.0%	22.0%	8.0%	17.0%
R4	41.0%	28.0%	18.0%	27.0%

(4) 収支状況

① 小袋工芸館

(収入)

(単位：円)

収入項目	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	備考
指定管理料	6,243,660	6,929,876	7,038,020	7,104,440	
利用料収入	848,364	658,260	625,725	708,785	
自主事業収入	918,450	1,208,193	974,050	1,268,150	
減免補填料	31,012	10,560	28,160	59,950	
損失補填	44,880	287,404	313,175	229,908	R1～R3：コロナ 補填 R4：電気代補填
その他	26,512	26,044	24,724	25,514	自販機収入 コピー使用料
合計	8,112,878	9,120,337	9,003,854	9,396,747	

(支出)

(単位：円)

支出項目	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	備考	
人件費	3,696,540	3,294,001	3,793,192	4,062,536		
事務費	467,627	391,454	459,133	489,116	消耗品費等	
事業費	2,148,804	2,041,856	2,166,568	2,334,743	講師謝金 備品購入費等	
管理費	光熱費	1,353,899	1,396,868	1,489,495	1,955,312	
	委託料	981,932	1,211,130	900,548	926,750	夜間警備費 電気設備保守等
	修繕費	193,660	199,876	199,010	154,440	
その他	381,612	393,705	381,921	381,811		
合計	9,224,074	8,928,890	9,389,867	10,304,708		

② メディア交流館

(収入)

(単位：円)

収入項目	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	備考
指定管理料	5,055,528	5,080,993	5,062,037	4,991,457	
利用料収入	1,650,806	1,403,930	1,517,165	1,991,815	
自主事業収入	321,300	187,000	151,800	328,100	
減免補填料	143,322	112,420	98,120	145,970	
損失補填	0	742,355	629,120	69,078	R1～R3：コロナ 補填 R4：電気代補填
その他	75,596	73,753	99,448	138,826	コピー使用料 自販機収入
合計	7,246,552	7,600,451	7,557,690	7,665,246	

(支出)

(単位：円)

支出項目	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	備考	
人件費	3,968,869	4,280,562	4,137,948	5,865,006		
事務費	226,360	181,767	173,236	197,822	消耗品費等	
事業費	125,124	15,429	68,117	131,226	講師謝金等	
管理費	光熱費	1,132,959	1,127,619	1,203,596	1,509,935	
	委託料	766,452	758,340	692,340	697,840	夜間警備費 設備保守点検費 等
	修繕費	199,140	200,000	200,000	149,790	
その他	986,557	1,060,500	1,001,257	963,051	行政財産使用料 本社管理費等	
合計	7,405,461	7,624,217	7,476,494	9,514,670		

③ みどり蒼生館

(収入)

(単位：円)

収入項目	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	備考
指定管理料	6,412,642	6,453,007	6,442,130	6,410,332	
利用料収入	1,552,074	1,328,800	1,215,185	1,454,355	
自主事業収入	452,300	139,300	157,400	221,600	
減免補填料	49,440	25,410	73,920	75,570	

損失補填	80,630	384,863	498,478	211,439	R1～R3：コロナ補填 R4：電気代補填
その他	54,997	48,780	45,576	46,059	コピー使用料 自販機収入
合計	8,602,083	8,380,160	8,432,689	8,419,355	

(支出)

(単位：円)

支出項目	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	備考	
人件費	4,507,226	4,522,462	4,428,774	4,682,586		
事務費	212,129	214,342	223,282	213,876	消耗品費等	
事業費	412,771	84,674	124,005	165,535	講師謝金等	
管理費	光熱費	1,070,871	1,003,774	1,024,539	1,351,362	
	委託料	743,216	674,078	627,878	672,078	夜間警備費 設備保守点検費 等
	修繕費	198,800	195,600	200,000	183,480	
その他	1,145,292	1,194,125	1,093,297	1,051,761	行政財産使用料 コロナ対応費 本社管理費等	
合計	8,290,305	7,889,055	7,721,775	8,320,678		

(5) 減免事業件数及び減免額

① 小袋工芸館

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
100%減免事業	件数	14	4	10	17
	減免額	31,012	10,560	28,160	59,620
50%減免事業	件数	0	0	0	0
	減免額	0	0	0	0
25%減免事業	件数	0	0	0	1
	減免額	0	0	0	330
合計	件数	14	4	10	18
	減免額	31,012	10,560	28,160	59,950

② メディア交流館

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
100%減免事業	件数	98	75	63	93
	減免額	143,322	112,420	98,120	145,970
50%減免事業	件数	0	0	0	0
	減免額	0	0	0	0

25%減免事業	件数	0	0	0	0
	減免額	0	0	0	0
合計	件数	98	75	63	93
	減免額	143,322	112,420	98,120	145,970

③ みどり蒼生館

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
100%減免事業	件数	19	13	17	30
	減免額	49,440	25,410	73,920	75,570
50%減免事業	件数	0	0	0	0
	減免額	0	0	0	0
25%減免事業	件数	0	0	0	0
	減免額	0	0	0	0
合計	件数	19	13	17	30
	減免額	49,440	25,410	73,920	75,570

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

当該施設の管理運営についての本市の基本的な考え方や指定管理者に期待することについては以下のとおりである。

(1) 小岱工芸館

- ① 小岱工芸館が、地域住民の自主的活動及び相互の交流を深めることのできる場であると共、小代焼等の伝統的工芸品の普及に繋がる事業に取り組むこと。
- ② 施設の情報発信を通して、利用促進を図ること。
- ③ 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- ④ 市民の知る権利を尊重し、情報公開について積極的に取り組むこと。
- ⑤ 個人情報の保護を徹底すること。
- ⑥ 効率的運営を行うこと。

(2) メディア交流館

- ① メディア交流館が、地域住民の自主的活動及び相互の交流を深めることのできる場であると共、デジタル分野を活用した事業に取り組むこと。
- ② 施設の情報発信を通して、利用促進を図ること。
- ③ 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- ④ 市民の知る権利を尊重し、情報公開について積極的に取り組むこと。
- ⑤ 個人情報の保護を徹底すること。
- ⑥ 効率的運営を行うこと。

(3) みどり蒼生館

- ① みどり蒼生館が地域住民の自主的活動及び相互の交流を深めることのできる場であると共、 “食と緑” 及び “健康” をテーマにした事業に取り組むこと。
- ② 施設の情報発信を通して、利用促進を図ること。
- ③ 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- ④ 市民の知る権利を尊重し、情報公開について積極的に取り組むこと。
- ⑤ 個人情報の保護を徹底すること。
- ⑥ 効率的運営を行うこと。

(4) 地域産業交流支援館の一体的な管理運営について

地域産業交流支援館（3館）はこれまでは別々に管理運営が行われてきたが、各施設は、利用者層や利用実態も共通する部分が多いことから、指定管理者を一括で公募することとしたものである。そのため、今回の指定管理者の募集に当たっては、各施設間の情報共有、連携を通じた、事業の開催、集客効果の向上、繁忙期の職員の相互調整等に取り組み、効率的・効果的な管理運営を期待したい。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間・休館日

別紙仕様書のとおり

※開館時間及び休館日については、市の承認を得て、指定管理者が変更することができる。変更を予定している場合は、事業計画書にて提案すること。

(2) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(3) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(5) 公の施設の管理に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めること。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、市と指定管理候補者で協議の上、協定書及び仕様書で定める。

4 電力の地産地消に関する本市の方針

本市においては、平成29年11月に「地域エネルギーの有効活用等を中心としたまちづくりに関する連携協定」を、本市、株式会社グローバルエンジニアリング及び三井物産株式会社の三者において締結し、エネルギーの地産地消を実現することで持続的なまちづくりの推進に向け、連携・協力することとしている。

本協定に基づき平成29年12月には新電力会社「有明エナジー株式会社」が本市に設立され、平成30年9月より全公共施設に同社の電力を供給されている。

本施設についても上記と同様に「有明エナジー株式会社」より電力調達を受けることとしているので申請の際には留意すること。

5 指定管理者の業務

(1) 小袋工芸館

① 小代焼体験の実施や普及及びその他事業実施に関すること。

② 施設の情報発信に関すること。

③ 活力ある地域社会づくりの促進に関すること。

④ 施設の利用の許可（目的外使用許可に係る業務を除く。）及び利用料金に関する
こと。

⑤ 施設及び設備の維持管理に関すること。

⑥ その他仕様書に定めるとおり。ただし、目的外使用に係る業務を除く。

(2) メディア交流館

① デジタル分野を活用した事業の実施及びその他事業実施に関すること。

② 施設の情報発信に関すること。

③ 活力ある地域社会づくりの促進に関すること。

④ 施設の利用の許可（目的外使用許可に係る業務を除く。）及び利用料金に関する
こと。

⑤ 施設及び設備の維持管理に関すること。

⑥ その他仕様書に定めるとおり。ただし、目的外使用に係る業務を除く。

(3) みどり蒼生館

- ① “食と緑”及び“健康”をテーマにした事業及びその他事業実施に関すること。
- ② 施設の情報発信に関すること。
- ③ 活力ある地域社会づくりの促進に関すること。
- ④ 施設の利用の許可（目的外使用許可に係る業務を除く）及び利用料金に関すること。
- ⑤ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- ⑥ その他仕様書に定めるとおり。ただし、目的外使用に係る業務を除く。

※業務の一部を第三者に実施させる場合は、「荒尾市中小企業・小規模企業振興基本条例」第9条及び第11条に基づき、市内事業者への優先的な発注に十分留意すること。

6 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

7 利用料金について

(1) 利用料金制の有無

指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくすることを目的として、本施設については地方自治法の規定に基づく利用料金制を導入し、施設の使用料（利用料）については、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(2) 利用料金の設定

利用料金については、市の承認を得た上で、条例等に規定された使用料の範囲内で、指定管理者が設定する。

(3) 条例等で規定された減免について

条例等で規定された使用料の減免については、利用料金制度においても同様に適用する。なお、当該減免により見込まれる利用料収入の減少分については、後日、市から支払うものとする。

8 応募者の資格要件

応募者は、次の要件を満たす法人その他の団体とする。なお、応募については、単独又はグループどちらの応募も可とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の1において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 荒尾市競争入札等参加資格者指名停止等措置要綱（平成7年告示第37号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団等（※）との関係がないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。（従業員を雇用していない法人その他の団体は除く。）
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (8) 電気主任技術者、甲種防火管理者等施設を管理するに当たって必要な資格、免許を有する者を置くこと（施設管理について、有資格者へ委託する場合は、この限りでない。ただし、甲種防火管理者は除く）。

(9) その他明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団のほか、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織として警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したもの

9 指定管理者選定の手続

(1) 指定管理候補者選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、学識経験者や市職員から構成される選定委員会を開催する。選定委員会の開催日時については、後日応募事業者に通知するものとする（令和5年10月開催予定）。

(2) 審査方法

事業計画書の内容等について明瞭化するため、選定委員会によるプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加事業者が1者の場合であっても、審査を実施するものとする。

(3) 選定スケジュール

指定管理者の選定スケジュールは以下のとおりである。なお、このスケジュールは、審査の進捗状況等により若干変更する可能性がある。

表 指定管理者選定スケジュール

番号	内容	期日
1	公告（募集要項等の配布開始）	令和5年6月30日（金曜日）
2	現地見学会の申込受付	令和5年7月21日（金曜日）まで
3	提示資料に関する質疑の受付	令和5年7月18日（火曜日）から 令和5年7月21日（金曜日）まで
4	提示資料に関する質疑の回答	令和5年7月28日（金曜日）予定
5	申請書等の提出期間	令和5年8月21日（月曜日）から 令和5年8月28日（月曜日）まで
6	指定管理候補者選定委員会の開催	令和5年10月予定
7	指定管理候補者の決定	令和5年11月予定
8	市議会への指定議案の上程	令和5年12月予定
9	基本協定の締結	令和6年3月予定

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。（次の順序で並べクリップ留めしたものを9部（正本1部＋副本8部）提出すること。）

(1) 申請書及び添付書類一覧

- ① 指定管理者指定申請書（様式）
- ② 指定管理者事業計画書（別紙様式1）

※A4判両面印刷で20枚以内とすること。また、別紙様式1と同様の項目が記載されていれば任意様式でも可とする。

- ③ 指定管理者収支計画書（別紙様式2）

※小岱工芸館、メディア交流館、みどり蒼生館の各館ごとに5年分の収支計画書を提出。

- ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類（ア、イは法人のみ）

- ア 法人概要書（別紙様式3）
- イ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し
（申請の日から3カ月前までに発行されたもの）
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤ 経営状況を説明する書類
 - ア 最新の事業年度における法人等の事業計画書その他の法人等の業務の内容を明らかにする書類
 - イ 最新の事業年度における法人等の収支決算書及び貸借対照表その他の法人等の財務状況を明らかにする書類
- ⑥ 納税証明書（申請の日から3カ月前までに発行されたもので、最新の事業年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの）
 - ア 熊本県内に営業所がない場合（1種類）
 - ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明（写し可）【様式その3の3で可】
 - イ 荒尾市以外の熊本県内に営業所等がある場合（2種類）
 - ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明（写し可）【様式その3の3で可】
 - ・熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）及びその他県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】
 - ウ 荒尾市内に営業所等がある場合（3種類）
 - ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明（写し可）【様式その3の3で可】
 - ・熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）及びその他県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】
 - ・法人とその代表者の全ての市税の未納のない証明（原本）
- ※【】内で可とする様式は、国税庁が定める納税証明書の交付手続に係る様式を指す。
- ⑦ その他
 - ア 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（労働保険料等納付証明書等。ただし、従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - イ 暴力団等との関係についての誓約書（別紙様式4）
 - ウ 役員等名簿及び照会承諾書（別紙様式5）
 - エ 応募グループにおける代表企業及び構成企業の名称並びに各企業が携わる業務について明らかにした書類（任意様式、グループで応募する場合に提出すること）

11 管理に要する経費

地域産業交流支援館の管理に要する経費は、利用料金収入、条例等により減免された利用料金に対する市からの補填、市が支払う指定管理料、自主事業に伴う収入などによって賄うこととする。

このうち、利用料金収入及び減免された利用料金に対する市からの補填については、仕様書等を参考に算定し、市が支払う指定管理料の額については、以下に定める基準価格の範囲内で、各年度の指定管理料を提案すること（収支計画書に記載すること）。

なお、市からの指定管理料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めるものとする。

基準価格 132,730千円（5年間。消費税及び地方消費税を含む。）

- ※想定を著しく超える物価の高騰等に起因して、指定管理者に業務継続が困難な程度の増加費用が発生した場合は、書面での通知を行った上で市と指定管理者にて協議を行うことが可能（協定に規定予定）。
- ※提案価格が基準価格を超える場合には、失格となるので注意すること。
- ※基準価格には修繕費 600千円/年が含まれている。修繕費に残額が発生した場合は、市に返還するものとする。

12 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間 令和5年7月18日（火曜日）から同年7月21日（金曜日）まで
- ② 受付方法 質問票（別紙様式6）に記入の上、電子メールで提出すること。
- ③ 提出先 メールアドレス koukyou@city.arao.lg.jp
- ④ 回答方法 令和5年7月28日（金曜日）までに質問に対する回答をホームページ上に掲載する。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者にあらかじめ連絡を行う。

13 現地説明会の実施

現地説明を希望される場合は、令和5年7月21日（金曜日）までに法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡すること（参加希望の連絡は、質問票の提出先に電子メールで提出すること）。後日、日時及び場所について連絡調整を行う。

14 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 荒尾市市民環境部くらしいきいき課（荒尾市役所1階）
〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地
電話 0968-57-7163
- (2) 提出期間 令和5年8月21日（月曜日）から同年8月28日（月曜日）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。
 - ※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。
 - ※ FAX、電子メールでの提出は不可。

15 審査の基準

指定管理候補者選定委員会における審査の基準は、以下のとおりとする。

表 指定管理候補者の審査基準

審査項目		配点等
① 市民の平等な利用が確保されること		
基本方針	施設の設置目的や市が示した基本的な考え方を踏まえた管理運営の方針	適・不適
市民の平等な利用の確保	平等な利用を確保するための考え方や具体的な取組	
② 当該団体の計画する事業の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮するものであること（55点）		
運營業務	市指定事業や自主事業の実施計画等	15点
施設・設備の維持管理	維持管理業務の実施計画等	15点
利用促進につながる取組	施設の情報発信等に関する取組	10点
サービス向上の取組	利用者ニーズの把握や研修等の取組	10点
各施設の一体的な管理運営	効率的な管理運営や連携等の提案	5点
③ 当該公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（25点）		
管理運営体制	組織体制や職員配置の内容等	10点
財政的基盤	申請者の経営状況や収支計画の妥当性等	5点
施設の安全対策	通常時の安全対策や緊急時の対応	5点
類似業務の実績	類似施設の管理運営等の実績	5点
④ 当該公の施設の管理に要する経費を縮減できる見込みがあること（20点）		
管理経費の縮減	提案された指定管理料の額	20点
合計		100点

※最高得点であった申請者の合計点数が、最低得点基準（6割）未満の場合は、指定管理候補者の選定は行わないものとする。

16 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (3) 申請書その他の書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (4) 申請書その他の書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

17 指定管理者の決定（指定）

指定管理者の決定（指定）を行うに当たっては、地方自治法に基づき、事前に市議会（12月議会予定）の議決が必要とするため、市議会で当該議案が否決されたときは、指定管理者の指定を行わないことがある。

18 選定手続きに係る情報公開等

提出された書類及び申請者等の情報は、以下の情報公開の基本的な考え方に基づき、情報の一部を市ホームページで公表するとともに、情報公開請求等により開示することがあ

るので留意すること。

表 情報公開の基本的な考え方

時 期	情報の内容	市HPで公表する情報	公開の対象となる情報
募集中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価格 ・ 審査基準の内容と配点 ・ 申請状況（申請者数） ・ 申請者名 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ △
募集締切時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請状況及び申請者名 ・ 申請者の事業計画書の内容 		<ul style="list-style-type: none"> ○ △
選定後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理候補者名 ・ 指定管理候補者選定理由 ・ 申請者名 ・ 選定委員会の審査における申請者ごとの総得点及び項目ごとの得点 ・ 選定委員会の審査における委員ごとの総得点及び項目ごとの得点（委員名匿名） ・ 各申請者の事業計画書の内容 ・ 各申請者の提案価格 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ △ ○

※△…荒尾市情報公開条例による開示請求に基づいて、情報提供の可否について、個別の判断を要すると考える情報（荒尾市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報に該当する又は不開示情報が含まれている可能性があるため、個別に情報提供の可否を判断します。）

19 その他

- (1) 市に提出された書類は返還しないものとする。また、市において必要に応じて複写することがある（提出された書類又は複写された書類の使用は市庁内及び選定委員への配布に限る。）。
- (2) 申請に係る費用については、申請者の負担とする。
- (3) 本施設の管理運営に伴い、その指定管理者には法人市民税の申告義務が生じる。詳細は市税務課に尋ねること。

20 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「8 応募者の資格要件」に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を行わないことがある。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「8 応募者の資格要件」に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

21 募集要項に添付してお渡しする資料と様式

- (1) 指定管理者指定申請書 (別紙)
- (2) 指定管理者事業計画書 (別紙様式1)
- (3) 指定管理者収支計画書 (別紙様式2)
(※小岱工芸館、メディア交流館、みどり蒼生館の3館分を提出。)
- (4) 法人概要書 (別紙様式3)
- (5) 暴力団等との関係についての誓約書 (別紙様式4)
- (6) 役員等名簿及び照会承諾書 (別紙様式5)
- (7) 質問票 (別紙様式6)
- (8) 小岱工芸館指定管理者仕様書
- (9) メディア交流館指定管理者仕様書
- (10) みどり蒼生館指定管理者仕様書
- (11) 荒尾市地域産業交流支援館条例
- (12) 荒尾市地域産業交流支援館条例施行規則
- (13) 荒尾市中小企業・小規模企業振興基本条例

問合せ先

【募集要項全般】

荒尾市総務部財政課公有財産管理室

担当 五藤・山本

電話 0968-57-7160

e-mail koukyou@city.arao.lg.jp

【地域産業交流支援館】

荒尾市市民環境部くらしいきいき課地域協働係

担当 渡邊・岡元

電話 0968-57-7163

e-mail kurashi@city.arao.lg.jp